

令和4年1月19日

保護者の皆様

三木市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」期間
延長について（お知らせ）

日ごろから、三木市の教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等
に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができな
くなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるた
め、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇
（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護
者への支援金

について、対象となる休暇の習得期間につて、令和4年3月31日まで延長する改正を行う
ことになりました。

（改正前）令和3年8月1日 ～ 同年12月31日

（改正後）令和3年8月1日 ～ 令和4年3月31日

※申請期限：令和4年1月1日 ～ 同年3月31日までの休暇取得分

⇒令和4年1月1日 ～ 同年5月31日まで

つきましては、支給要件、申請等の手続の問い合わせ先について下記のとおり、お知ら
せいたしますので、参考にしてください。

記

厚生労働省ホームページ

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

2 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

3 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

※申請窓口や必要書類等については、上記1、2のリンク先に掲載されています。